

障害者世帯及びひとり親世帯

転居費用助成制度のご案内

1. 障害者世帯及びひとり親世帯転居費用助成とは、

自己の責任によらない「立ち退き」の求めを受けて、
区内の民間賃貸住宅から区内の民間賃貸住宅に転居した
「障害者世帯」又は「ひとり親世帯」に対し、
住み慣れた地域で住み続けられるように、
区が、礼金・仲介手数料の一部を助成する制度です。

2. 助成額

礼金と仲介手数料に要した費用（**上限15万円**）を支給します。



◆ 対象要件 ◆

この制度は、自己の責任によらない事由により「立ち退き」の求めを受けて転居したことが要件です。

1. 下記の①②のいずれかに該当し、かつ③～⑨のすべてに該当すること

① **障害者世帯**

- (1) 身体障害者手帳 1～4 級をお持ちの方がいる世帯
- (2) 愛の手帳 1～3 度をお持ちの方がいる世帯
- (3) 精神科の医療機関に継続通院し、北区が自立に向けた支援を行っている方のいる世帯

② **ひとり親世帯**

申請日現在、18 歳未満（18 歳に達する年度の末日まで可）の子どもを扶養するひとり親世帯

- ③ 申請日現在北区内に住所を有し、かつ、区内に引き続き 1 年以上住民登録をしていること
- ④ 区内の**民間賃貸住宅**※¹から区内の**民間賃貸住宅**※¹に転居したこと
- ⑤ 自己の責任によらない事由により立ち退きの求めを受けて転居し、立ち退き証明書（第 1 号様式）を提出できること
- ⑥ 世帯の所得が、別表の**所得基準**※²以内であること
- ⑦ 居住世帯全員が、住民税を滞納していないこと
- ⑧ 転居前の家賃の支払いについては、申請者又は転居前における同一世帯の者が、賃貸借契約に基づき支払っており、かつ、直近 6 ヶ月間の家賃の支払いを滞納していないこと（転居前が離婚・死別等の前であれば転居前の賃貸借契約者が元配偶者でも可）
- ⑨ 他制度による公的住宅扶助（生活保護等）を受けていないこと

なお、過去にこの助成を受け、前の転居日から 2 年を経過している場合、再度申請することができます。

◇ **民間賃貸住宅**※¹とは

申請者又は同一世帯の者が住宅の所有者と賃貸借契約を締結し、申請者の居住用として使用する住宅であること

【対象外】

- (1) 公営、公社、UR 都市機構等の公的賃貸住宅
- (2) 社宅、従業員寮等企業の福利厚生目的のための住宅
- (3) 申請者世帯及びその配偶者の 2 親等以内の親族が所有する住宅

◇ **所得基準**※²とは

申請者世帯全員の所得額を合算し、下表の総所得金額以内であること

世帯人数	総所得金額 (円)	◎ 4 人以上の場合は、 世帯人数が 1 人増えるごとに 38 万円を加算します。
1 人	5,844,000	
2 人	6,224,000	
3 人	6,604,000	



※「所得」とは、収入金額から必要経費とみなされる「給与所得控除額」を差し引いた金額です。

◆ 助成内容 ◆

(1) 助成金 上限 **15** 万円 (礼金・仲介手数料の合算額)

※立ち退き料を受領した場合は、礼金・仲介手数料の実費から立ち退き料相当額を控除した額を助成します。

(2) 申請期限 住民基本台帳上の転居日から 1 年以内



◆ 必要書類 ◆

申請は、以下の書類を申請者又は3親等以内の親族の方が、住宅課へご持参ください。

<input type="checkbox"/>	1	申請書	指定様式 (パンフレットに挟み込んであります) ・消せるボールペン不可
<input type="checkbox"/>	2	請求書	
<input type="checkbox"/>	3	立ち退き証明書	
<input type="checkbox"/>	4	支払金口座振替依頼書	
<input type="checkbox"/>	5	転居前と転居後の 貸借契約書のコピー	(1)転居前の契約書は最新のもの (2)契約書には、以下の記載があることをご確認ください。 物件の住所・貸主・借主の署名・契約日・家賃等 ※：必要事項の記載のないものは、受付できません。
<input type="checkbox"/>	6	礼金と仲介手数料の 領収証のコピー	・礼金と仲介手数料の金額がわかる領収証であること ・領収証がない場合 (1) 以下の①②の組み合わせ ①請求書、精算書、計算書等のいずれか ②振込明細書、通帳等のいずれか ・①は、礼金と仲介手数料の各金額が明記されていること ・①と②の総額が一致していること (2) 上記の①②について用意できない方 ・住宅課にご相談ください。
<input type="checkbox"/>	7	転居前の住宅の家賃の 支払い状況を証明する書類 (直近6ヶ月分)	通帳、家賃帳、振込明細書等 ※通帳の場合、名義人がわかるページもお持ちください
<input type="checkbox"/>	8	身体障害者手帳・愛の手帳等	対象者のみ
<input type="checkbox"/>	9	※最新の住民票の写し (原本)	基準日：申請日現在 転居後の申請者家族の世帯全員分
<input type="checkbox"/>	10	※世帯全員の納税状況を 確認する書類	基準日：申請日の前々年度の1月1日現在 前年度の住民税納税証明書・非課税証明書
<input type="checkbox"/>	11	※世帯全員の収入を証明する 書類	基準日：転居日の前年度の1月1日現在 最新年度の住民税課税証明書

※ 9～11 について

各基準日現在、北区に住民登録があり、申請書の資格確認同意欄に世帯全員が同意し、世帯全員分の署名があれば省略可できます。



北区 都市整備部 住宅課 住宅支援係

〒114-8508 北区王子本町1-15-22 第2庁舎3階10番窓口

電話 03-3908-9203